

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の数 が基準に満たない場 合	注 専従の機能訓練指導 員を配置し、個別機能 訓練計画を作成した場 合	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居 宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費	経過的要介護 ( 単位)	×〇〇/100	+〇〇単位	
	要介護1 ( 単位)			
	要介護2 ( 単位)			
	要介護3 ( 単位)			
	要介護4 ( 単位)			
要介護5 ( 単位)				
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (〇〇単位)		訪問介護 〇〇単位 訪問入浴介護 〇〇単位 訪問看護 〇〇単位 訪問リハビリテーション 〇〇単位 通所介護 〇〇単位 通所リハビリテーション 〇〇単位 福祉用具貸与 ※ ただし、基本部分も含めて〇〇単位を上廻と する(要介護度別)		
ハ オンコール体制加算 (日につき 〇〇単位を加算)				

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当 該事業所の所在地に適用される1単位の単価で 除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用さ れる1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
	認知症老人徘徊感知機器	
移動用リフト		

※ 支給要件については検討中。  
 特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援 加算	注 特定事業所集中減算 加算
イ 居宅介護 支援費	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 (〇〇単位)			
		要介護3-4-5 (〇〇単位)			
	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 (〇〇単位)			
		要介護3-4-5 (〇〇単位)			
	(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1-2 (〇〇単位)			
		要介護3-4-5 (〇〇単位)			
ロ 初回加算	(初回:1月につき+〇〇単位) (退院・退所時:1月につき+〇〇 単位)				
ハ 特定体制整備事業所加算	(1月につき +〇〇単位)				

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	入所者の数が 入所定員を超え る場合	介護・看護職員 又は介護支援 専門員の員数 が基準を満たさ ない場合	常勤のユニットワ ーカーユニット等 に配置していない等 ユニット等におけ る配置が基準で ある場合	高度化対応加 算	高度化対応未 実施加算	専従の機能師・ 練習指導員を配 置し、個別機能師 練習計画を作成し た場合	専従の常勤医 師を配置してい る場合	精神科医師によ る療養指導が月 2回以上行われ ている場合	専従の障害者 生活支援員を配 置している場合
イ 介護福祉施設サービス	(1)介護福祉施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(2)介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1)ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(2)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
ハ ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス	(1)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
		要介護2・3 (〇〇単位)										
		要介護4・5 (〇〇単位)										
		要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2 (〇〇単位)										
	(2)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2・3 (〇〇単位)										
		要介護4・5 (〇〇単位)										
		要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2・3 (〇〇単位)										

注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定
注 感染症管理体制未実施加算 (1日につき 〇〇単位を減算)	
注 安全管理体制未実施加算 (1日につき 〇〇単位を減算)	
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
ニ 退所時等相談援助加算	(1)退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に〇〇単位を算定)
	(2)退所時相談援助加算 (〇〇単位)
	(3)退所前連携加算 (〇〇単位)
ホ 栄養管理体制加算	(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
ト 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
チ 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
リ ターミナルケア加算	(1)ターミナルケア加算(Ⅰ)施設:在宅死の場合 (2)ターミナルケア加算(Ⅱ)(Ⅲ)以外の場合
ヌ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
ル ホームシェアリング対応加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
注	入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
注	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

2 介護保健施設サービス

基本部分			注			注			注			注							
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	リハビリテーション・マネジメント加算	短期集中リハビリテーション加算	短期集中リハビリテーション加算(認知症高齢者に対して行われる場合に限り)	認知症ケア加算										
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費 (I) <従来の個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+ 〇〇単位 (入所から3か月以内に限る。)	+ 〇〇単位 (入所から3か月以内に限る。)	+〇〇単位										
		要介護2 (〇〇単位)																	
		要介護3 (〇〇単位)																	
		要介護4 (〇〇単位)																	
		要介護5 (〇〇単位)																	
	(2) 小規模介護老人保健施設サービス費 (1日につき)	(一) 小規模介護保健施設サービス費 (I) <従来の個室>								要介護1 (〇〇単位)									
										要介護2 (〇〇単位)									
		(二) 小規模介護保健施設サービス費 (II) <多床室>								要介護1 (〇〇単位)									
										要介護2 (〇〇単位)									
										要介護3 (〇〇単位)									
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)																	
		要介護2 (〇〇単位)																	
		要介護3 (〇〇単位)																	
		要介護4 (〇〇単位)																	
		要介護5 (〇〇単位)																	
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費 (II) <ユニット型多床室>	要介護1 (〇〇単位)																	
		要介護2 (〇〇単位)																	
		要介護3 (〇〇単位)																	
		要介護4 (〇〇単位)																	
		要介護5 (〇〇単位)																	

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定
注 旅行時通所サービス費	入所者に対して居宅における旅行時外泊を認めた場合、1月に2日を限度とし、100〇単位を算定
注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)	
注 前後検査未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)	
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	
ニ 退所時指導等加算	(1)退所時指導等加算 (一)退所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に、〇〇単位を算定) (二)退所時指導加算 (〇〇単位) (三)退所時情報提供加算 (〇〇単位) (四)退所前連携加算 (〇〇単位) (2)老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として〇〇単位を算定)
ホ 緊急時医療費	(1)緊急時治療管理 (1月に1回5日を限度に、1日につき〇〇単位を算定) (2)特定治療
ヘ 栄養管理体制加算	(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 〇〇単位を加算)
チ 経口移行加算	(1日につき 〇〇単位を加算)
リ 栄養加算	(1日につき 〇〇単位を加算)
ヌ 在宅医療支援加算	〇〇単位を減算

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション・マネジメント加算、短期集中リハビリテーション加算、認知症短期集中リハビリテーション加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注						
		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	入院患者の数が 入院患者の 定員を超える場 合	看護・介護職員 の員数が基準 に満たない場 合 又は	介護支援専門 員の員数が基 準に満たない 場合 又は	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100を 乗じて得た数未 満の場合 又は	僻地の医師確保 計画を届出たも の以外で、医師 の数が基準に定 められた医師の 員数に60/100 を乗じて得た数 未満である場 合 又は	僻地の医師確保 計画を届出たも の以外で、医師 の数が基準に定 められた医師の 員数に60/100 を乗じて得た数 未満である場 合	施設基準の区 分による療養 環境減算	医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が通 用されている場 合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による加 算
(1)療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a.療養型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	要介護1 (〇〇単位)	-〇〇単位	×〇〇/100		×〇〇/100		-〇〇単位		-〇〇単位	夜間勤務等看護 (Ⅰ) +〇〇単位
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	b.療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) 看護<6:1> 介護<4:1>	要介護1 (〇〇単位)									
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	a.療養型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) 看護<6:1> 介護<5:1>	要介護1 (〇〇単位)									
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
b.療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	要介護1 (〇〇単位)										
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
	要介護4 (〇〇単位)										
	要介護5 (〇〇単位)										
(2)ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100		-〇〇単位		-〇〇単位	夜間勤務等看護 (Ⅱ) +〇〇単位	
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位)									
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100		-〇〇単位		-〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等看護 (Ⅲ) +〇〇単位	
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
	要介護4 (〇〇単位)										
	要介護5 (〇〇単位)										
(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位)										
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
	要介護4 (〇〇単位)										
	要介護5 (〇〇単位)										
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定										
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定										
注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)											
注 身体拘束防止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)											
(3)初期加算 (1日につき +〇〇単位)											
(4)退院時指導等加算	(一)退院時指導等加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合								
		b.退院時指導加算 (〇〇単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合								
		c.退院時情報提供加算 (〇〇単位)	注 退院時情報提供加算 (〇〇単位)								
		d.退院前連携加算 (〇〇単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合								
(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 〇〇単位を算定)											
(5)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)										
(6)栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(7)経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(8)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(9)在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(10)特定診療費(リハビリテーション等の見直しを含む)											

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算
(1)診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位  診療所療養病床療養環境減算(II) -〇〇単位
			要介護2 (〇〇単位)	
			要介護3 (〇〇単位)	
			要介護4 (〇〇単位)	
			要介護5 (〇〇単位)	
			要介護1 (〇〇単位)	
	b.診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>		要介護2 (〇〇単位)	
			要介護3 (〇〇単位)	
			要介護4 (〇〇単位)	
			要介護5 (〇〇単位)	
			要介護1 (〇〇単位)	
			要介護2 (〇〇単位)	
(2)診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>		要介護3 (〇〇単位)	
			要介護4 (〇〇単位)	
			要介護5 (〇〇単位)	
			要介護1 (〇〇単位)	
			要介護2 (〇〇単位)	
			要介護3 (〇〇単位)	
	b.診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>		要介護2 (〇〇単位)	
			要介護3 (〇〇単位)	
			要介護4 (〇〇単位)	
			要介護5 (〇〇単位)	
			要介護1 (〇〇単位)	
			要介護2 (〇〇単位)	
(2)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>		要介護1 (〇〇単位)	
			要介護2 (〇〇単位)	
			要介護3 (〇〇単位)	
			要介護4 (〇〇単位)	
			要介護5 (〇〇単位)	
	(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>		要介護1 (〇〇単位)	
			要介護2 (〇〇単位)	
			要介護3 (〇〇単位)	
			要介護4 (〇〇単位)	
			要介護5 (〇〇単位)	
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、〇〇単位を算定	
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定	
注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)				
注 身体拘束阻止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)				
(3)初期加算 (1日につき +〇〇単位)				
(4)退院時指導等加算	(一)退院時等指導加算	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、 〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	
		b.退院時指導加算 (〇〇単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	
		c.退院時情報提供加算 (〇〇単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
		d.退院前連携加算 (〇〇単位)		
	(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)			
(5)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(6)栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
(7)経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
(8)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
(9)在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
(10)特定診療費(リハビリテーション等の見直しを含む。)				

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	介護支援専門員の数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合
(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)看護(Ⅰ)介護(Ⅰ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
(2)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)看護(Ⅱ)介護(Ⅱ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)看護(Ⅰ)介護(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット個室〉	要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
	b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット準個室〉	要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
(4)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)看護(Ⅱ)介護(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット個室〉	要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
	b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット準個室〉	要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						

注 外泊時費用  
入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

注 他科受診時費用  
入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

注:安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)

注:身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)

(3)初期加算 (1日につき +〇〇単位)

(4)退院時指導等加算 (1)退院時等指導加算  
a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)  
b.退院時指導加算 (〇〇単位)  
c.退院時情報提供加算 (〇〇単位)  
d.退院前連携加算 (〇〇単位)  
(2)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)

注  
入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合  
注  
退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合  
注  
居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

(5)栄養管理体制加算 (一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)  
(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

(6)栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

(7)経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

(8)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

(9)在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

(10)特定診療費(ケア・ピッチャー等の見直しを含む)

# 介護予防サービス

## I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

## II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費



# I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

## 1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行 われる場合	注 特別地域訪問介護加算
イ 要支援1	(1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ) (1月につき ○○単位)	×○○/100	+○○/100
	(2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ) (1月につき ○○単位)		
ロ 要支援2	(1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ) (1月につき ○○単位)		
	(2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ) (1月につき ○○単位)		
	(3) 介護予防訪問介護費(Ⅲ) (1月につき ○○単位)		

----- : 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場 合	注 全身入浴が困難で、清 拭又は部分浴を実施し た場合	注 特別地域訪問入浴介護 加算
介護予防訪問入浴介護費 (1回につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100

----- : 特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

### 【脚注】

#### 1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

### 3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間若しくは早期の場合又は深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早期のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早期の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	処置の難易度が非常に高い場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)						
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早期のみ算定可) (〇〇単位)						
	(2) 30分未満 (〇〇単位)						
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						

： 特別地域訪問看護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

### 4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
		リハビリテーション・マネジメント加算	短期集中リハビリテーション加算
介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 (1日につき 〇〇単位) 介護老人保健施設の場合	+〇〇単位	退所・退院又は要介護度が上がった時から3月以内 +〇〇単位

### 5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)((2)以外) (〇〇単位)	注 情報提供が行われない場合 -〇〇単位 指導・助言が行われない場合 -〇〇単位
	(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在総診を算定する場合) (月2回を限度) (〇〇単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回を限度) (〇〇単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +〇〇単位
	(2)薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	
	(一)月の1回目の場合 (〇〇単位) (二)月の2回目以降の場合 (〇〇単位)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (〇〇単位)		
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (〇〇単位)		

## 6 介護予防通所介護費

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100
	要支援2 (1月につき ○○単位)		
ロ アクティビティ加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ニ 栄養マネジメント加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ヘ 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)			

※ アクティビティ加算は、ハ、ニ又はホのいずれかが算定されている時は算定しない。

## 7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100
	要支援2 (1月につき ○○単位)		
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ハ 栄養マネジメント加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ホ 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)			

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型介護予防短期入所生活介護費	(一)単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
			要支援2 (〇〇単位)				
	(2)併設型介護予防短期入所生活介護費	(二)単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<多居室>	要支援1 (〇〇単位)				
			要支援2 (〇〇単位)				
		(一)併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)				
			要支援2 (〇〇単位)				
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
			要支援2 (〇〇単位)				
	(2)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(二)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇単位)				
			要支援2 (〇〇単位)				
		(一)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)				
			要支援2 (〇〇単位)				
ハ 栄養管理体制加算							
(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
ニ 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							